

温度計 / 圧力計

回答番号：保基05 - 計Q09

Q & A

お問い合わせ番号：保基05 - 0214

規格番号、項目番号：

KHKS0850 - 1	KHKS1850 - 1	5 . 1 . 2
KHKS0850 - 2	KHKS1850 - 2	5 . 1 . 1
KHKS0850 - 3	KHKS1850 - 3	5 . 1 . 2
KHKS0850 - 5	KHKS1850 - 5	5 . 1 . 2
KHKS0850 - 6	KHKS1850 - 6	5 . 1 . 1

質 問：

- ・圧力計比較検査で用いる標準器（基準器）について、KHKS0850-3 5 . 1 . 2（2）【解説】*1に、「圧力計精度確認用器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器とすること」とあるが、以下の比較検査方法により検査された圧力計比較検査用の基準器は【解説】*1の「計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器」と解釈して良いか。

比較検査方法

弊社で用いる圧力計比較検査用の基準器は、産業技術総合研究所の国家標準とトレーサビリティ体系を取っている照合用標準器の下位の常用標準器とで比較検査を行っている。

比較検査に伴い校正業者より受領している記録類

校正業者の常用標準器と弊社の基準器との圧力比較検査記録

校正業者の常用標準器と弊社の基準器との校正証明書

産業技術総合研究所と校正業者の所有する照合用標準器及び常用標準器とのトレーサビリティ体系図

なお、校正業者は計量法認定業者（JCSS）ではない。

また、国家標準と直接トレーサビリティを取っている校正業者の照合用標準器は重錘型圧力計ではない。

回 答：

- ・【解説】* 1でいう「計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器」とは、次のいずれかの計測器を指しています。

計量法の「認定事業者」において特定二次標準器により直接比較校正され、JCSS 校正証明書が発行された「実用標準器」

届出製造事業者、届出修理事業者、公的機関における「基準器（基準器検査証印が付されたピストン式重錘型圧力標準器）」又は当該基準器により検査を受けた「特定計量器等」

したがって、ご質問の「校正業者」が届出製造事業者、届出修理事業者、検定を行う公的機関で、且つ「校正業者の常用標準器」が上記 であれば、ご質問の「圧力計比較検査用の基準器」は、「計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器」となります。